こまつな	—	二グラム	二グラム
チンゲンサイ	—	二グラム	二グラム
ほうれんそう	—	二グラム	二グラム
その他の野菜	二グラム	五グラム	二グラム
こんぶ	二グラム	二グラム	二グラム
その他の海藻	三グラム	三グラム	三グラム
卵	二グラム	二グラム	二グラム
クルトン	四グラム	四グラム	四グラム
ヌードル	六グラム	六グラム	六グラム
穀類加工品（クルトン及びヌードルを除く。）	—	四グラム	四グラム

（注）乾燥コンソメの食肉及び魚介の使用量は、スープベースとして使用する場合の重量である。

食用植物油脂

1　「精製サフラワー油」、「サフラワーサラダ油」、「精製ぶどう油」、「ぶどうサラダ油」、「精製大豆油」、「大豆サラダ油」、「精製ひまわり油」、「ひまわりサラダ油」、「精製とうもろこし油」、「とうもろこしサラダ油」、「精製綿実油」、「綿実サラダ油」、「精製ごま油」、「ごまサラダ油」、「精製なたね油」、「なたねサラダ油」、「精製こめ油」、「こめサラダ油」、「精製落花生油」、「精製オリーブ油」、「精製パーム油」、「精製調合油」又は「調合サラダ油」の用語。ただし食用植物油脂の日本農林規格（昭和四十四年農林省告示第五百二十三号）第三条から第十四条まで及び第十七条から第十九条までに規定する規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。

2　「精製」その他等級を示す用語と紛らわしい用語

3　原料食用油脂の一部の油脂名を特に表示する用語。ただし、当該原料食用油脂の含有率が二十パーセント以上六十パーセント未満のものであって当該原料食用油脂を含む旨の用語を付した商品名を表示してあるもの又は当該原料食用油脂の含有率が六十パーセント以上のものであって当該原料食用油脂の油脂名に「調合」の文字を冠した商品名を表示してあるもので、当該原料食用油脂の含有率を容器包装の主要部分（商品名、絵その他の表示から認められる部分を中心とした同一視野の部分をいう。）の表示の中央部分と容器包装の主要部分以外の部分（商品名、絵その他の表示から認められる部分を中心とした同一視野の部分をいう。）に表示してあるものに表示する場合は、この限りでない。

調理冷凍食品（冷凍フライ類、冷凍しゅうまい、冷凍春巻、冷凍ぎょうざ、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類に限る。）

1　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻について、原材料の一部が他の原材料に比べて多く含まれているかのように誤認させる用語。ただし、次の一及び二に掲げるものにあっては、それぞれ次の一及び二に掲げる用語を除く。

一　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ又は冷凍春巻

イ　使用した原材料のうちの一種又は二種以上の名称が「コロッケ」、「しゅうまい」、「ぎょうざ」又は「春巻」の文字に冠して表示してあり、かつ、当該原材料の含有率がそれぞれ次の表に定める量以上である場合の当該原材料名

名称	原材料名	含有率
冷凍コロッケ	えび	原材料及び添加物に対し十パーセント
	かに	原材料及び添加物に対し八パーセント
	牛肉	原材料及び添加物に対し八パーセント
	豚肉	原材料及び添加物に対し十パーセント
	鶏肉	原材料及び添加物に対し十パーセント
	とうもろこし	原材料及び添加物に対し十五パーセント
	チーズ	原材料及び添加物に対し十パーセント
	その他	原材料及び添加物に対し八パーセント
冷凍しゅうまい	えび	あんに対し十五パーセント
	かに	あんに対し十パーセント
	豚肉	あんに対し十五パーセント
	鶏肉	あんに対し十五パーセント
	その他	あんに対し十パーセント

ロ　使用した原材料の含有率が次の表に定める量未満であり、かつ、その含有率が表示されている場合であって、使用した原材料のうちの一種又は二種以上を含むものである旨が商品名に併せて表示してある場合の当該原材料名

二　冷凍コロッケ

イ　ばれいしょ、さつまいも及びかぼちゃをあえ材料に使用した場合の当該原材料名

2　冷凍コロッケについて、原材料に使用した乳、乳製品等の配合割合から算出した乳脂肪含有率が一・四パーセントに満たない場合の「クリームコロッケ」の用語

3　冷凍ハンバーグステーキ又は冷凍ミートボールで食肉並びに臓器及び可食部分を二種類以上使用したものについて、食肉のうちの特定の種類を特に強調する用語及び冷凍フィッシュハンバーグ又は冷凍フィッシュボールで原料魚肉を二種類以上使用したものについて、魚肉のうちの特定の種類を特に強調する用語（それぞれ、当該特定原材料の含有率を表示しかつ、それを含むものである旨を表示する場合の用語を除く。）

4　冷凍ハンバーグステーキ若しくは冷凍ミートボールで魚肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したもの又は冷凍フィッシュハンバーグ若しくは冷凍フィッシュボールで食肉、臓器及び可食部分、肉様植たん等を使用したものについて、原材料の全てが食肉又は魚肉であるかのように誤認させる用語

5　冷凍コロッケ、冷凍しゅうまい、冷凍ぎょうざ及び冷凍春巻以外のものについて、「かに」の用語（かにの含有率を表示した場合を除く。）

6　冷凍米飯類について、「五目」の用語（具の含有率が八パーセント以上であり、かつ、使用した具の種類が五種類以上のものを除く。）

7　冷凍めん類について、めんにおけるそば粉の配合割合が三十パーセントに満たない場合の「そば」の用語又はこれと紛らわしい用語